

# 愛知医療学院短期大学における公的研究費の不正防止計画について

平成21年11月12日制定

## 1. 趣旨

この不正防止計画は、「研究機関における公的研究費の監査・ガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)の趣旨に則るとともに、愛知医療学院短期大学科学研究費補助金の運営・管理に関する規程に基づき、公的研究費の不正防止計画に関し必要な事項を定めることとする。

## 2. 計画

### (1) 研究者に対しての実施

#### ① 「誓約書」の提出

研究者には、公的資金を使用する責任の重大さを自覚させ、関係ルールを遵守する旨の「誓約書」の提出を求め、意識の向上を図る。

#### ② 公的研究費の適正な執行

研究者には、委託先の事務処理要領及び本学の規程等を遵守させ、公的研究費の適正な執行に努める。

### (2) 組織(機関)としての実施

#### ① 適正な執行管理

公的研究費を取り扱うルールと現場実態が乖離していないか随時見直し、適正な執行管理に努める。

#### ② モニタリングの実施

研究者及び事務職員に対し、経費の運営・執行管理についてモニタリングを実施し、実態把握に努める。

#### ③ コンプライアンス教育等の実施

研究者及び事務職員に対し、公的研究費に関するルールの周知徹底を図るため、コンプライアンス教育等を実施し、意識の向上を図る。

#### ④ 事務処理マニュアルの作成

科学研究費補助金の運営・管理に関する規程に基づき、事務処理の適正化及び効率化を図る。

#### ⑤ 外部講習会等への参加

相談窓口の担当事務職員には、外部の講習会等に参加させるなど事務処理能力の向上を図る。

#### ⑥ 内部監査の強化

定期的な監査の他、適宜、研究の場に赴き実地監査を行う。

# 科学研究費補助金の使用にあたっての誓約書

愛知医療学院短期大学学長 殿

私は、平成 年度科学研究費補助金により研究を遂行するにあたり、補助条件を理解しこれを遵守いたします。また、科学研究費補助金が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、科学研究費補助金を公正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正行為を行わないことを約束いたします。

研究種目： \_\_\_\_\_

課題番号： \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

所 属： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

( 自 署 )